

# 大東市赤ちゃんの駅事業実施要領

平成22年10月1日 制定

## 1. 事業の概要

### (1) 目的

保育所(園)、幼稚園、子育て支援施設及びその他不特定多数の者が利用する施設において、授乳やおむつ替え等のできる施設として登録する(以下「赤ちゃんの駅事業」という。)ことにより、子育て家庭の保護者の外出環境を整え、市内全域で安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを推進することを目的としています。

### (2) 事業の内容

下記に掲げるすべての要件を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録します。

- ① 四方を隔壁やパーテーションで仕切られたスペース等、利用者が外部の目を気にせず授乳できる設備があること。
- ② ベビーベッド等、おむつ替えのできる設備があること。
- ③ 手洗いでできる設備があること。
- ④ 冷暖房設備があること。

なお、対応可能な場合のみ、ミルク用のお湯を提供ができるものとします。ただし、厚生労働省のガイドラインに従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供できる場合に限りします。

## 2. 登録方法

### (1) 登録申込書の提出

別紙「登録申込書」を子ども政策課へご提出ください。

### (2) 現地の確認

市の担当者が現地を確認させていただきます。

### (3) 登録

市の担当者の確認後、登録させていただきます。

### (4) 表示板の交付

登録後、「決定通知書」を交付し、「表示板」及び「幟」をお渡しします。

## 3. 事業実施日および時間

登録施設が登録時に決定してください。

## 4. 表示

(1) 登録施設は、表示板及び幟を利用者の目の付きやすい場所に設置してください。

(2) 表示板及び幟の管理は、施設管理者が行ってください。

## 5. 利用の制限等

登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退出を命ずることができます。

- (1) 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。
- (2) 利用者が、登録施設の施設管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) その他、施設管理上の支障があるとき。

## 6. 事業の周知

- (1) 本市は、広報誌、ホームページ等への掲載により、事業の周知を行います。
- (2) 登録施設の発行誌、商品及び企業広告等に、登録施設である旨を表示することができます。

## 7. その他

この要領や「大東市赤ちゃんの駅事業実施要綱」に定めることのほか、事業の実施にあたり、必要な事項は市長が別に定めます。